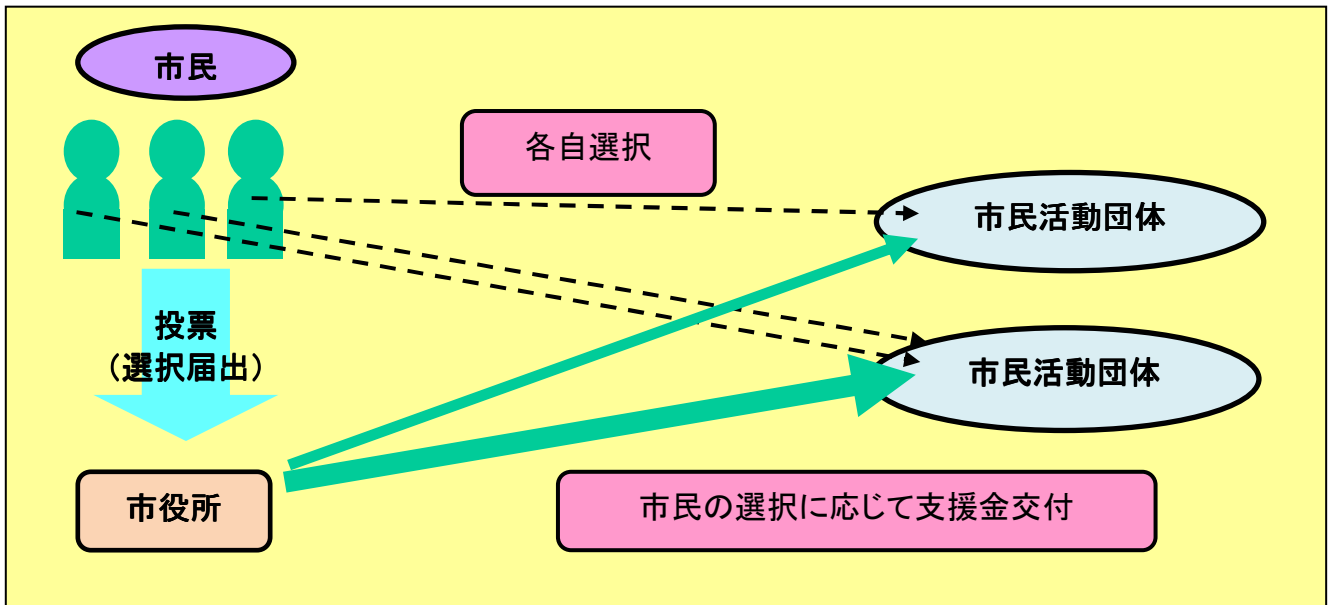


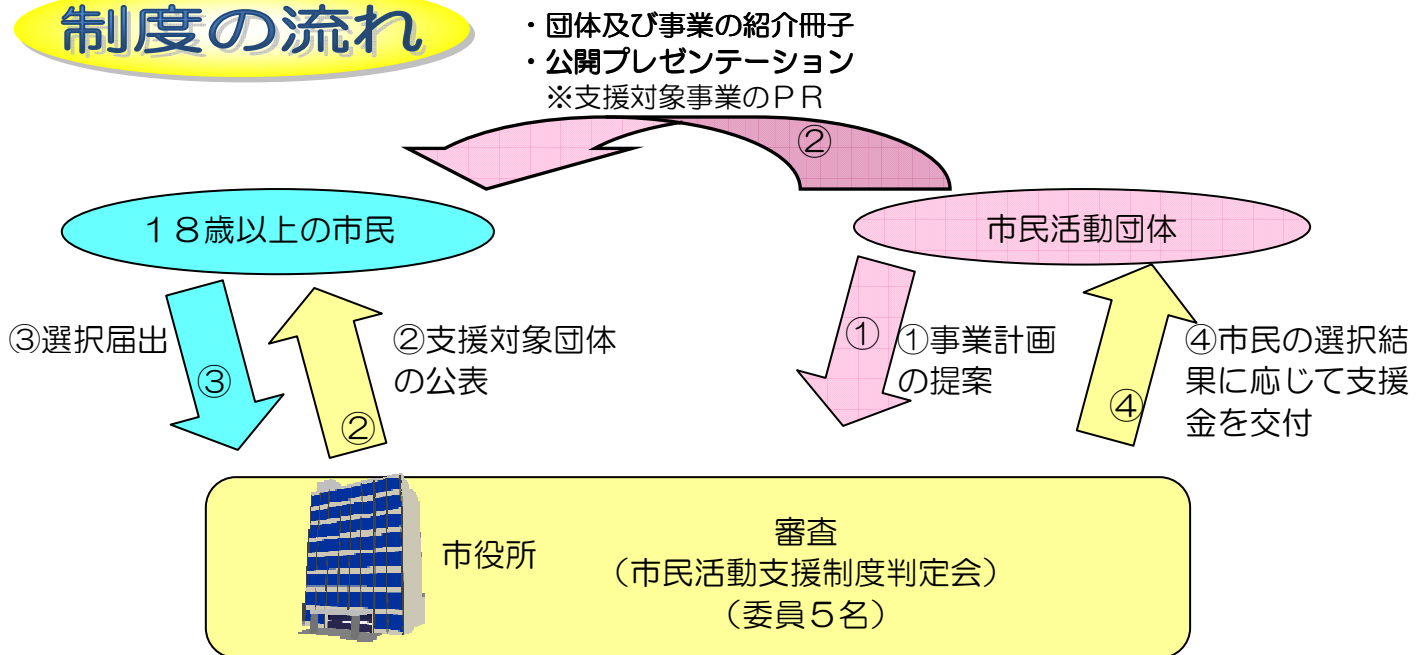
「ちょいず」（和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業）の概要

制度の全体イメージ



各自が選択した市民活動団体へ支援金を交付する仕組みです。

制度の流れ



- ① 支援を希望する団体が、市役所へ事業計画を提案します。
- ② 市は、提案された事業を「市民活動支援制度判定会」で審査し、支援対象団体として決定した団体と、その事業内容を公表します。
- ③ 18歳以上の市民は、自分が支援したい支援対象団体を3団体以内で選択し、選択届出書に記入して市役所へ郵送または公民協働推進室へ直接届出します。
- ④ 市は、届出結果に応じて各団体ごとに交付金額を決定します。

市民活動団体への支援金額

市民活動団体への支援金額は、支援したい団体を選択した市民の数に「18歳以上の市民1人あたりの支援額」をかけたものが、団体への支援額の上限となります。ただし、団体が申請できる支援金額は事業経費の2分の1以内、50万円を限度とします。

※18歳以上の市民1人あたりの支援金額
選択届出をする年度の6月1日時点の個人市民税額に前年度の収納率をかけた額の1%相当額を同日現在の18歳以上の市民の人口で割って得た額となります。

<今回の届出における18歳以上の市民1人当たりの支援額>

平成22年6月1日時点の個人市民税額（総額）

平成22年6月1日時点の18歳以上の市民の人口

$8,513,520,380 \text{ 円} \times 97.55\% \times 1\% \div 149,712 \text{ 人} = \text{約} \underline{555 \text{ 円}}$

平成21年度個人市民税収納率

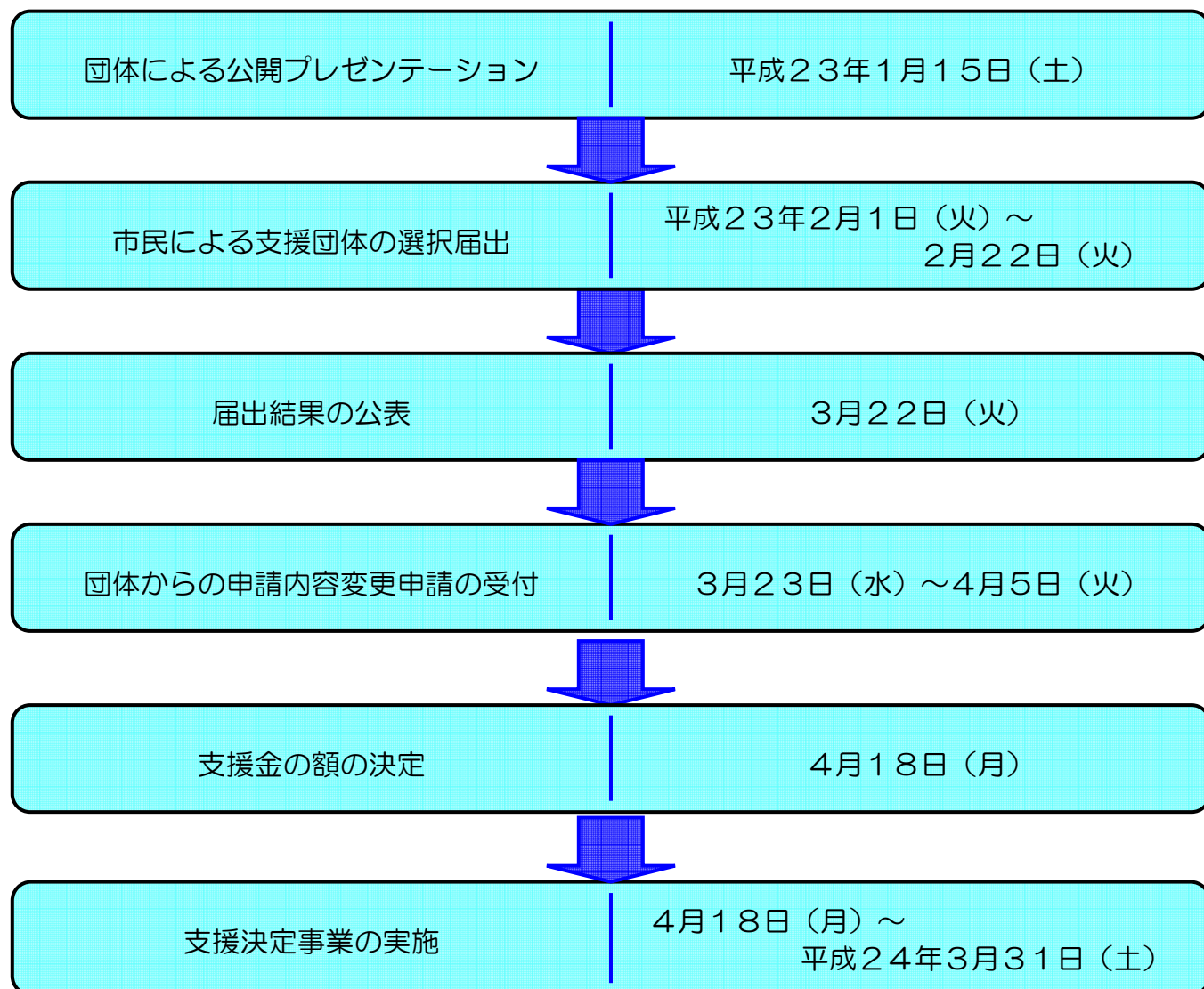
「市民1人当たりの支援額」

1団体を選択した場合の1人当たりの支援額555円

2団体を選択した場合の1人当たりの支援額277円（=555円÷2）

3団体を選択した場合の1人当たりの支援額185円（=555円÷3）

23年度分支援金交付までの今後のスケジュール



※「届出結果の公表」以降の日程は、変更になる可能性があります。